

平成26年度主要な政策に係る政策評価の事前分析表

(総務省26-④)

政策 ^(※1) 名	政策4:地域振興(地域力創造)		担当部局課室名	地域力創造グループ地域政策課、国際室、地域自立応援課、人材力活性化・連携交流室、地域振興室、過疎対策室、自治財政局財務調査課	作成責任者名	自治行政局地域政策課長 猿渡 知之
政策の概要	「地域の元気創造プラン」の推進、定住自立圏構想の推進、過疎対策の推進等、地域の元気で日本を幸せにするための施策を展開する。				分野【政策体系上の位置付け】	地方行財政
基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】	「地域の元気創造プラン」を通じて、産・学・金・官の連携のもと、地域の資源と資金を活用して地域経済イノベーションサイクルを構築し、雇用の拡大を図るとともに、分散型エネルギーインフラや公共クラウドなどの民間活力の土台となる地域活性化インフラ・プロジェクトを推進し、地域の元気を創造する。また、過疎地域を含む条件不利地域において、民間活力を導入しながら生活支援機能を確保し、集落単位の活性化を図る。				政策評価実施 予定時期	平成27年8月
施策目標	測定指標	基準(値)		目標(値)		測定指標の選定理由及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠
			基準年度		目標年度	
「地域の元気創造プラン」の推進により、地域経済イノベーションサイクルと民間活力の土台を構築し、地域の元気をつくること	1 地域経済循環創造事業交付金の経済効果	投資効果：2.1倍 地元雇用創出効果：3.6倍	24年度	平成24年度以上	26年度	地域経済循環創造の取組が全国に広がることで、地域経済が活性化され、地域の元気が創造されることが考えられることから、指標として設定。 ※投資効果は、交付金の交付決定額に対する初期投資額の割合を示したもの。「(補助額+融資額)/補助額」で算出。 ※地元雇用創出効果は、交付金の交付決定額に対する地元雇用件費の割合を示したもの。「地元雇用件費(融資期間分)/補助額」で算出。
	2 分散型エネルギーインフラプロジェクトの推進状況	予備調査の実施：31団体	25年度	マスタープランの策定：10団体程度	26年度	分散型エネルギーインフラなどの地域活性化インフラ・プロジェクトの実施により、民間活力の土台が創られ、地域の元気が創造されることが考えられることから、指標として設定。 予備調査(31団体、10パターン)の結果を踏まえ、全国10団体程度でマスタープランを策定。今後の流れは、マスタープランの策定⇒マスタープランの実行⇒エネルギー関連企業等の立ち上げを想定している。

過疎地域などの条件不利地域の自立・活性化の支援等により、地域の元氣をつくること	3	過疎市町村の人口に対する転入者数の割合 ＜アウトカム指標＞	2.6%	20～22年度の平均	2.6%以上	27年度	過疎市町村が主体的かつ創意工夫に富んだソフト・ハード事業等、当該地域の実情に応じた過疎対策に取り組むことで、過疎地域への転入者数の増加につながり、過疎地域の自立が促進されると考えられることから、指標として設定。 なお、目標年度は延長前の過疎法の最終年度である平成27年度としている（現行の最終年度は平成32年度）。
	4	総人口に対する地方圏の人口割合 ＜アウトカム指標＞	49%	22年度	平成22年度並み	27年度	地方圏から三大都市圏への人口流出を極力抑え、需要と供給の両面から地方圏の経済成長を下支えすることが、地域活性化に寄与すると考えられることから、指標として設定（地方圏の人口割合は国勢調査によって判明するため、目標年度は平成27年度としている。）。
	5	子ども農山漁村交流プロジェクト参加児童数	57,078人	25年度	58,500人	26年度	都市と農山漁村の交流や地域おこしに役立つ人材の活用を推進することで、地方公共団体による地域づくりや地域活性化に寄与すると考えられることから、指標として設定。 ※子ども農山漁村交流プロジェクトの活動例：小学校の児童を対象とした宿泊体験活動（農山漁村での自然体験、農漁業体験等） ※地域おこし協力隊の活動例：地域ブランドや地場産品の開発・販売・PR、地域メディアやSNSなど使った情報発信等の地域おこしの支援、農林水産業への従事、健康づくり支援や野生鳥獣の保護管理等の活動を実施。 ※集落支援員の活動例：集落への「目配り」として集落の巡回、集落点検（「人口・世帯数の動向」「通院・買物・共同作業の状況、農地の状況」などの項目について、市町村職員や住民と共に点検）を実施するとともに、集落の自主的活動への支援等を行う。
	6	地域おこし協力隊員と集落支援員（専任）の合計人数	1,719人	25年度	2,000人	26年度	【参考】 （平成24年度値） 子ども農山漁村交流プロジェクト参加児童数 62,389人 地域おこし協力隊員と集落支援員（専任）の合計人数 1,311人 （平成23年度値） 子ども農山漁村交流プロジェクト参加児童数 60,997人 地域おこし協力隊員と集落支援員（専任）の合計人数 1,010人 ※平成25年6月末時点では地域おこし協力隊の任期終了者366名のうち、約6割（218人）が定住もしくは地域協力活動に従事している（平成25年度地域おこし協力隊の定住状況等に係るアンケート結果）。
	7	中心市街地活性化ソフト事業の実施件数	850件	23～25年度の平均	850件以上	26年度	地方公共団体が中心市街地活性化のためのイベント等のソフト事業を積極的に実施することにより、地域振興が促進されると考えられることから、指標として設定。
	8	JETプログラムの招致人数	JETプログラムの招致人数4,372人 （平成25年7月1日現在）	25年度	JETプログラム招致人数の前年並み確保	26年度	JETプログラムを通じた外国語教育の充実や地域レベルでの国際交流の充実、多文化共生に関する計画・指針等の策定による計画的・総合的な多文化共生の推進等により、地域の国際化が促進されると考えられることから、指標として設定。 ※JETプログラムは、「語学指導等を行う外国青年招致事業」（The Japan Exchange and Teaching Programme）の略称で、総務省、外務省、文部科学省及び一般財団法人自治体国際化協会（CLAIR）の協力の下、地方公共団体が実施している事業であり、海外から招致した外国青年が、日本全国の学校での語学指導に従事したり、自治体での国際交流事業に携わることにより、地域の住民と様々な形で交流を深めている。
	9	「地域における多文化共生推進プラン」の普及状況	外国人住民が人口の2%以上を占める全市における多文化共生に関する計画・指針の策定割合81% （平成25年4月1日現在）	25年度	外国人住民が人口の2%以上を占める全市における多文化共生に関する計画・指針の策定割合85%	26年度	

達成手段 (開始年度)		予算額(執行額) ※2			関連する 指標 ※3	達成手段の概要等 ※4	平成26年行政事業 レビュー事業番号
		24年度	25年度	26年度			
(1)	地域振興に必要な経費(「地域経済循環の創造」の推進に要する経費、過疎地域振興対策に要する経費、定住自立圏構想推進費等除く。)	133百万円 (116百万円)	197百万円	113百万円	5~9	有識者等外部の提言や地方公共団体の意見を取り入れつつ、地域力創造施策を進めるとともに、地域の先進的な取組を全国に紹介し、地域における外部人材の活用を支援するとともに、人材力活性化施策の推進等により、今後の地域力創造の展開を図る。 【活動指標(アウトプット)】 ①地域おこし協力隊員、集落支援員数 ②JETプログラム招致人数 【成果指標(アウトカム)】 「地域力」を高めていくこと	0011
(2)	「地域経済循環の創造」の推進に要する経費(平成24年度)	—	2,263百万円	4,809百万円	1	地域の資源と地域の資金(地域金融機関の融資)を結びつけて、地域における経済循環を創造し、新たに持続可能な事業を起こすモデルの構築を行う都道府県・市町村を支援するため、地域経済循環創造事業交付金による初期投資の支援等を行う。 【活動指標(アウトプット)】 地域経済循環創造事業交付金の交付決定事業数 【成果指標(アウトカム)】 地域経済循環創造事業交付金交付決定団体の投資効果:2.2倍	0012
(3)	過疎地域振興対策等に要する経費(昭和46年度)	485百万円 (463百万円)	2,085百万円	2,305百万円	3	過疎地域等自立活性化推進交付金(過疎市町村の実施する先進的で波及性のあるソフト事業を幅広く支援する等)、調査委託事業(今後の過疎対策のあり方、過疎地域の自立活性化推進に関する調査事業) 【活動指標(アウトプット)】 過疎地域等自立活性化推進交付金の交付件数 【成果指標(アウトカム)】(平成26年12月1日追記) 過疎市町村の人口に対する転入者数の割合:2.6%(27年度)	0013
(4)	定住自立圏構想推進費(平成21年度)	124百万円 (112百万円)	158百万円	17百万円	4	定住自立圏の取組事例等について調査・分析を行うとともに、シンポジウムの開催など地方公共団体に対する情報提供の実施などによって、圏域全体に必要な生活機能の確保を図る定住自立圏構想を推進する。 【活動指標(アウトプット)】 定住自立圏の圏域数:85圏域 【成果指標(アウトカム)】 総人口に対する地方圏の人口割合:22年度並(49%)(27年度)	0014
(5)	「域学連携」地域活力創出モデル実証事業(平成24年度)	—	231百万円	18百万円	—	地域と大学等の連携主体による地域力創造人材の育成と自立的な地域づくりを推進するためのプログラムの構築及び具体の事例による実証を行う。また、地域に所在する施設等を拠点として、首都圏や京阪神等の大学生が地域に滞在し、地域住民とも交流を図りながら地域づくり活動を行おうとする地域の新たな取組を支援する。 【活動指標(アウトプット)】(平成26年12月1日追記) 実証事業数:10箇所 【成果指標(アウトカム)】(平成26年12月1日追記) 全国への普及・展開を進めるために至った実証事業数:10箇所	0015
(6)	「分散型エネルギーインフラ」プロジェクトの推進に要する経費(平成25年度)	—	8百万円	648百万円	2	分散型エネルギーインフラの事業化に向けて、地域内需要量調査や地域内可能供給能力調査などを含む、地域の特性を活かしたエネルギー事業導入計画(マスタープラン)を作成する自治体の支援を行う。 【活動指標(アウトプット)】 マスタープランの作成:10団体 【成果指標(アウトカム)】 分散型エネルギーインフラの整備:100箇所(35年度)	0019
(7)	都市・農山漁村の教育交流による地域活性化推進に要する経費(平成25年度)	—	—	60百万円	5	子ども農山漁村交流プロジェクトに取り組む受入地域の活性化のため、外部人材等の多様な人材を活用した取組について、地方公共団体から提案を受け、その中から他地域のモデルとなるような取組を委託調査事業として採択し、先進事例を構築する等を行う。 【活動指標(アウトプット)】 実証事業数:18箇所(平成26年12月1日追記) 【成果指標(アウトカム)】 子ども農山漁村交流プロジェクト参加児童数:58,500人(平成26年12月1日追記)	0020

(8)	公共クラウド構築事業(平成25年度)	—	—	210百万円	—	地方公共団体の保有する公共データについても、オープン化を進めることにより地域経済の発展を図るため、地方公共団体のオープンデータの取組及びオープン化されるデータの活用を促進するため、データレイアウトの整理やシステム等の整備を行うもの。	0050						
(9)	暮らしを支える地域運営組織のあり方に関する調査研究事業に要する経費(平成26年度)	—	—	18百万円	—	地域運営組織の多様性を踏まえつつ持続的運営を可能にするための仕組みなどの課題について、地域運営組織の健全かつ持続的な経営を確保する観点から、先進団体の取組をモデル事業として調査・研究を行う。 【活動指標(アウトプット)】 モデル事業数:5(平成26年12月1日追記) 【成果指標(アウトカム)】 調査研究を通じて有効性が確認され、各地域に提示した実証事業数:5(平成26年12月1日追記)	新26-0002						
(10)	公民連携によるまちなか再生の研究に要する経費(平成26年度)	—	—	21百万円	—	小さなまちの「まちなか」で、公民が連携して、商機能を中心とした住民の暮らしを支える生活機能の維持を行い、地域の人々が集まる「まちなか」の再生を行うことにより、地域を活性化する方策について、モデル事例や先進事例を調査研究することを通じて検証を行う。 【活動指標(アウトプット)】 モデル事業数:5(平成26年12月1日追記) 【成果指標(アウトカム)】 調査等を通じて有効性が確認され、各地域に提示した実証事業数:5(平成26年12月1日追記)	新26-0003						
(11)	地域における生活支援サービス提供の実証事業に要する経費(平成26年度)	—	—	15百万円	—	小規模なコミュニティ組織(以下「地域運営組織」という)が展開する生活支援サービスについて分析を行うとともに、地域の課題に先進的に取り組む団体を選定・調査し、研究会で報告・分析を行い、今後の普及啓発のための報告書を取りまとめる。 【活動指標(アウトプット)】 モデル事業数:5(平成26年12月1日追記) 【成果指標(アウトカム)】 調査研究を通じて有効性が確認され、各地域に提示した実証事業数:5(平成26年12月1日追記)	新26-0004						
(12)	地域の担い手創造事業(平成26年度)	—	—	13百万円	6	地域の担い手育成の先進地において地域の担い手育成のノウハウを、地域外の受講生を対象とした合宿形式の研修により継続的に全国に伝える取組について、先進的な取組等をモデル事業として採択し、その取組を実施していく上での課題・解決方策の抽出、検証等を行う。 【活動指標(アウトプット)】 全国で3カ所程事業実施を予定。 【成果指標(アウトカム)】 地域の担い手育成の先進地域が全国から受講生を募り、研修を実施し、地域の担い手育成のノウハウを全国に広げていく体制を構築するためのモデル実証を行う。	新26-0005						
(13)	機能連携広域経営推進調査事業に要する経費(平成26年度)	—	—	100百万円	—	市町村域を越えた圏域において、地元企業等産学官民の幅広い関係者が連携し、人・モノ・金等の流れを生み出し圏域の活性化を図る取組について支援する委託調査事業を実施し、他の地域が取り組むに当たって参考となり得る先進的かつ汎用性のある事例を構築する。 【活動指標(アウトプット)】 委託調査事業を実施した圏域数:5圏域 【成果指標(アウトカム)】 委託調査事業として実施した取組を継続している圏域の割合:100%(27年度)	新26-0006						
政策の予算額・執行額		1,371百万円 (1,254万円)	5,049百万円	2,973百万円		<table border="1"> <thead> <tr> <th>施政方針演説等の名称</th> <th>年月日</th> <th>関係部分(抜粋)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「経済財政運営と改革の基本方針」(閣議決定)</td> <td>平成25年6月14日</td> <td>第2章 強い日本、強い経済、豊かで安全・安心な生活の実現 4. 地域・農林水産業・中小企業等の再生なくして、日本の再生なし (1) 特色を活かした地域づくり 「地域の元氣創造プラン」を通じて、産・学・金・官の連携のもと、民間の資金を活用して、地域のイノベーションサイクルを構築し、雇用の拡大を図るとともに、エネルギー・インフラや公共クラウドなどの地域の基盤整備を進める。 また、過疎地域や、離島・奄美等、半島を含む条件不利地域においては、航路、航空路等を含めた必要な交通基盤を維持するとともに、民間活力を導入しながら生活支援機能及び定住環境を確保し、集落の活性化を図る。</td> </tr> </tbody> </table>	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)	「経済財政運営と改革の基本方針」(閣議決定)	平成25年6月14日	第2章 強い日本、強い経済、豊かで安全・安心な生活の実現 4. 地域・農林水産業・中小企業等の再生なくして、日本の再生なし (1) 特色を活かした地域づくり 「地域の元氣創造プラン」を通じて、産・学・金・官の連携のもと、民間の資金を活用して、地域のイノベーションサイクルを構築し、雇用の拡大を図るとともに、エネルギー・インフラや公共クラウドなどの地域の基盤整備を進める。 また、過疎地域や、離島・奄美等、半島を含む条件不利地域においては、航路、航空路等を含めた必要な交通基盤を維持するとともに、民間活力を導入しながら生活支援機能及び定住環境を確保し、集落の活性化を図る。	
施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)											
「経済財政運営と改革の基本方針」(閣議決定)	平成25年6月14日	第2章 強い日本、強い経済、豊かで安全・安心な生活の実現 4. 地域・農林水産業・中小企業等の再生なくして、日本の再生なし (1) 特色を活かした地域づくり 「地域の元氣創造プラン」を通じて、産・学・金・官の連携のもと、民間の資金を活用して、地域のイノベーションサイクルを構築し、雇用の拡大を図るとともに、エネルギー・インフラや公共クラウドなどの地域の基盤整備を進める。 また、過疎地域や、離島・奄美等、半島を含む条件不利地域においては、航路、航空路等を含めた必要な交通基盤を維持するとともに、民間活力を導入しながら生活支援機能及び定住環境を確保し、集落の活性化を図る。											

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当。

※2 前年度繰越し、翌年度繰越しの他、移流用増減、予備費での措置等を含む。

※3 測定指標は施策目標の達成状況が端的に分かる指標を選定しており、必ずしも達成手段と関連しないため「—」となることもある。

※4 達成手段の概要及び平成26年度における成果指標等を記載。

平成26年度主要な政策に係る政策評価の事前分析表

(総務省26-⑤)

政策 ^(※1) 名	政策5: 地方財源の確保と地方財政の健全化		担当部局課室名	自治財政局財政課 他4課	作成責任者名	自治財政局財政課長 内藤 尚志	
政策の概要	地方財政計画の策定等を通じ地方の安定的な財政運営に必要な財源を確保するとともに、地方公共団体財政健全化法の適切な運用等により地方公共団体及び地方公営企業等の財政健全化を推進する。				分野【政策体系上の位置付け】	地方行財政	
基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】	地方公共団体の安定的な財政運営に必要な財源を確保するとともに、地方財政の健全化を推進する。				政策評価実施予定時期	平成27年8月	
施策目標	測定指標		基準(値)		目標(値)		測定指標の選定理由及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠
			基準年度	目標年度	基準年度	目標年度	
安定的な財政運営に必要な地方財源を確保すること	1	一般財源総額 一般財源比率	平成26年度一般財源総額 (通常収支分) 60兆3,577億円 (水準超経費除き59兆4,277億円) 平成26年度一般財源比率 (通常収支分) 65.7%	25年度	地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税等の一般財源の総額を確保する。	26年度	地方の安定的な財政運営のためには、地方財政計画において地方公共団体の事務・事業を適切に見込むとともに、地方の財源不足について適切な補填措置を講ずることにより必要な一般財源総額を確保することから、指標として設定。
	2	地方債依存度	平成26年度地方債依存度 (通常収支分) 12.7%	25年度	経済状況等を踏まえつつ、歳入総額に占める地方債の割合の適正化に努める。	26年度	【参考(平成24年度実績)】 平成25年度一般財源総額 (通常収支分) 59兆7,526億円 (水準超経費除き59兆26億円) 平成25年度一般財源比率 (通常収支分) 65.4%
	3	借入金残高	平成26年度末見込み 200兆円	25年度	経済状況等を踏まえつつ、借入金残高の適正化に努める。	26年度	平成25年度地方債依存度 (通常収支分) 13.6%
	4	地方財政対策の状況	平成26年度財源不足額(通常収支分) 10兆5,938億円を以下により補填 ・地方交付税の増額 4兆2,186億円 ・臨時財政対策債の発行 5兆5,952億円 ・財源対策債の増発 7,800億円 ※臨時財政対策債: 地方財源の不足に対処するため、地方交付税として交付されるべき額の一部を振り替えて発行される地方債。 ※財源対策債: 地方財源の不足に対処するため、投資的経費に対する充当率を臨時的に引き上げるために発行される地方債。	25年度	地方の安定的な財政運営に必要な財源を確保するため、臨時財政対策債の発行を抑制しつつ、地方の財源不足について適切な補填措置を講ずる。	26年度	借入金残高 平成25年度末見込み 201兆円 平成25年度財源不足額(通常収支分) 13兆2,808億円を以下により補填 ・地方交付税の増額 6兆2,676億円 ・臨時財政対策債の発行 6兆2,131億円 ・財源対策債の増発 8,000億円
	5	東日本大震災による被害を受けた地方公共団体に対する財政措置	震災復興特別交付税 平成26年度 5,723億円	25年度	東日本大震災による被害を受けた地方公共団体の財政運営に支障が生じないよう適切な財政措置を講ずる。	26年度	震災復興特別交付税 平成25年度 6,198億円

地方財政の健全化を推進すること	6	実質公債費比率等の状況	<p>○平成24年度決算に基づく実質公債費比率等の平均値</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実質公債費比率 都道府県13.7%、市町村9.2% ・将来負担比率 都道府県210.5%、市町村60.0% <p>○平成24年度末における財政健全化団体等の数（平成24年度をもって計画を完了した団体を除く）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財政健全化団体 2団体 ・財政再生団体 1団体 ・経営健全化団体 19団体（20公営企業会計） <p>○平成24年度をもって計画を完了した団体の数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財政健全化団体 0団体 ・財政再生団体 0団体 ・経営健全化団体 11団体（12公営企業会計） <p>○平成24年度決算に基づく健全化判断比率等が新たに基準以上となった団体の数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・早期健全化基準 0団体 ・財政再生基準 0団体 ・経営健全化基準 1団体（1公営企業会計） 	25年度	実質公債費比率等を基に各地方公共団体における財政健全化の取組を促進する。	26年度	<p>地方財政の健全化のためには、実質公債費比率等を基に各地方公共団体における財政健全化の取組を促進する必要があることから、指標として設定。</p> <p>【参考（平成24年度実績）】</p> <p>○平成23年度決算に基づく実質公債費比率等の平均値</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実質公債費比率 都道府県 13.9% 市町村 9.9% ・将来負担比率 都道府県 217.5% 市町村 69.2% <p>○平成23年度末における財政健全化団体等の数（平成23年度をもって計画を完了した団体を除く）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財政健全化団体 2団体 ・財政再生団体 1団体 ・経営健全化団体 27団体（32公営企業会計） <p>○平成23年度をもって計画を完了した団体の数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財政健全化団体 4団体 ・財政再生団体 0団体 ・経営健全化団体 5団体（6公営企業会計） <p>○平成23年度決算に基づく健全化判断比率等が新たに基準以上となった団体の数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・早期健全化基準 0団体 ・財政再生基準 0団体 ・経営健全化基準 5団体（5公営企業会計） 								
			達成手段 (開始年度)	予算額(執行額) ※2			関連する 指標 ※3	達成手段の概要等 ※4	平成26年行政事業 レビュー事業番号						
	24年度	25年度	26年度												
(1)	地方財政制度の整備に必要な経費	38百万円 (32百万円)	77百万円	56百万円	1～6	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体の財政に関する制度の企画・立案のための調査等 ・地方債に関する制度の企画及び立案、地方債の発行の同意、各種情報提供等 ・地方公共団体、地方公営企業の財政の健全化に向けた調査・分析、地方公営企業制度の企画・立案に係る検討会の開催 	0021								
(2)	地方交付税交付金及び地方特例交付金に必要な経費	18,502,834百万円 (18,502,834百万円)	17,884,393百万円	16,442,178百万円	1,4,5	<p>【活動指標(アウトプット)】</p> <p>地方財政計画</p> <p>【成果指標(アウトカム)】</p> <p>一般財源総額: 地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税等の一般財源の総額を確保する</p>	—								
政策の予算額・執行額		18,502,872百万円 (18,417,325百万円)	17,884,393百万円	16,442,234百万円	政策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<table border="1"> <tr> <th>施政方針演説等の名称</th> <th>年月日</th> <th>関係部分(抜粋)</th> </tr> <tr> <td>当面の財政健全化に向けた取組等について—中期財政計画—(閣議了解)</td> <td>平成25年8月8日</td> <td>地方財政についても、地方財政の安定的な運営の観点を踏まえ、国の歳出の取組と基調を合わせつつ、交付団体を始め地方の安定的な財政運営に必要な地方の一般財源の総額については、平成26年度及び平成27年度において、平成25年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する。</td> </tr> <tr> <td>平成26年度予算編成の基本方針(閣議決定)</td> <td>平成25年12月12日</td> <td>「集中復興期間」における25兆円程度の復興財源を確実に確保する。</td> </tr> </table>	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)	当面の財政健全化に向けた取組等について—中期財政計画—(閣議了解)	平成25年8月8日	地方財政についても、地方財政の安定的な運営の観点を踏まえ、国の歳出の取組と基調を合わせつつ、交付団体を始め地方の安定的な財政運営に必要な地方の一般財源の総額については、平成26年度及び平成27年度において、平成25年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する。	平成26年度予算編成の基本方針(閣議決定)	平成25年12月12日	「集中復興期間」における25兆円程度の復興財源を確実に確保する。
施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)													
当面の財政健全化に向けた取組等について—中期財政計画—(閣議了解)	平成25年8月8日	地方財政についても、地方財政の安定的な運営の観点を踏まえ、国の歳出の取組と基調を合わせつつ、交付団体を始め地方の安定的な財政運営に必要な地方の一般財源の総額については、平成26年度及び平成27年度において、平成25年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する。													
平成26年度予算編成の基本方針(閣議決定)	平成25年12月12日	「集中復興期間」における25兆円程度の復興財源を確実に確保する。													

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当。

※2 前年度繰越し、翌年度繰越しの他、移流用増減、予備費での措置等を含む。

※3 測定指標は施策目標の達成状況が端的に分かる指標を選定しており、必ずしも達成手段と関連しないため「—」となることもある。

※4 達成手段の概要及び平成26年度における成果指標等を記載。

平成26年度主要な政策に係る政策評価の事前分析表

(総務省26-12)

政策 ^(※1) 名	政策12: 情報通信技術利用環境の整備		担当部局課室名	総合通信基盤局 電気通信事業部 事業政策課 他5課室 電波部 電波政策課 移動通信課 電波環境課	作成責任者名	総合通信基盤局 電気通信事業部 事業政策課長 吉田 博史
政策の概要	電気通信事業分野における公正競争ルールの整備等により、一層の競争促進及び利用者利益を確保することでICT利用者の利便性向上を促進するとともに、引き続きブロードバンドの整備促進により情報通信基盤の利用環境の確保を図る。 また、利用者からの苦情・相談、迷惑メール対策やインターネット上の児童ポルノ等の違法・有害情報対策の促進、ネットワークの安全・信頼性の向上等の推進により、安心・安全な利用環境の確保を図る。これらにより、世界最高水準の情報通信技術インフラ環境を実現する。				分野【政策体系上の位置付け】	情報通信 (ICT政策)
基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】	ブロードバンド化、IP化の進展による市場環境の変化を踏まえ、電気通信市場の一層の競争促進を図ることによる料金の低廉化・サービスの多様化など利用者の利便性の向上の実現、ブロードバンド基盤の整備促進による誰もがICTの恩恵を享受できる環境の実現、利用者からの苦情・相談対応等への対応、ネットワークの安全・信頼性の向上等による安心・安全なインターネット環境等を実現し、世界最高水準の情報通信技術インフラ環境を実現する。				政策評価実施 予定時期	平成27年8月
施策目標	測定指標	基準(値)	目標(値)	測定指標の選定理由及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠		
電気通信事業者間の公正な競争条件の確保等、競争政策を推進することにより、低廉かつ高速のブロードバンド環境を実現すること	1 OECD加盟国におけるブロードバンド料金(単位速度あたり料金)のランキング <アウトカム指標>	1位(2012年9月時点。2013年7月公表)	25年度 1位を引き続き維持	26年度 公正な競争条件の確保等の競争政策の推進により、料金の低廉化・サービスの多様化が一層進展すると期待されることから、指標として設定。 (参考) OECD加盟国におけるブロードバンド料金(単位速度当たり) : 2位(2010年9月時点。OECD白書2011)		
	2 公正な競争促進に向けた取組状況	<ul style="list-style-type: none"> 平成25年9月、「電気通信事業分野における競争状況の評価2012」を公表。 平成26年2月、N T T東西等における規制の遵守状況等を検証し、公表。 モバイル接続料の算定の更なる適性の向上に向けた検討会を開催し、同報告書を取りまとめ。当該報告書を踏まえガイドラインの改正を実施。移動系通信市場における競争状況の進展の分析に必要なMVNOの現状を把握するため、省令改正を実施。 <small>※MVNO(Mobile Virtual Network Operator: 仮想移動体通信事業者)電波の割当てを受けてサービスを提供する電気通信事業者から無線ネットワークを調達して、独自のモバイルサービスを提供する電気通信事業者</small>	25年度 <ul style="list-style-type: none"> 電気通信事業分野における平成25(2013)年度の競争状況について、平成26年夏項目に評価を公表。 電気通信事業における料金政策等の調査研究を実施し、当該成果を審議会等の基礎資料等として活用するとともに、制度見直し等を検討。 電気通信事業の更なる競争促進に向けた制度見直し等の方向性について、情報通信審議会からの答申を踏まえ、平成26年中に結論を得る。 	26年度 電気通信市場の動向調査等の結果を踏まえ電気通信事業分野の競争状況の評価を行い、競争環境の変化に応じて制度改正を行う等の公正な競争促進に向けた取組により、利用者の利便性向上の実現等が期待されることから、指標として設定。		
	3 訪日外国人にとっても使いやすいICT基盤環境の実現に向けた取組状況	<ul style="list-style-type: none"> 2013年6月公衆無線LANサービス提供者向けの無線LANのガイドラインを策定・公表。 公衆無線LANに関する諸外国の現状やICTに関する外国人旅行者のニーズ調査等を実施。 	25年度 <ul style="list-style-type: none"> 関係事業者等、団体等参画による無料公衆無線LAN環境整備促進に向けた推進体制を構築するとともに、先例事例の共有、エリアオーナーへの無料公衆無線LAN整備に係る働きかけを行う等、外国人旅行者の多様なニーズを踏まえた通信環境の改善に取り組む。 	26年度 低廉かつ高速のブロードバンド環境を実現することは世界最高水準のICTインフラを実現することであり、2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催を見据え、外国人旅行者にとっても使いやすい通信環境を整備することは世界最高水準のインフラの実現につながるから、指標として設定。		
地域の特性を踏まえた高速のブロードバンド環境の整備・確保を図ること	4 超高速ブロードバンドサービスの世帯カバー率 <アウトカム指標>	99.9% (平成26年3月末時点) (平成26年12月1日追記)	25年度 対前年度増	26年度 超高速ブロードバンドサービスの世帯カバー率及び利用率は、高速ブロードバンド環境の整備・確保の進捗を測定できるため、指標として設定。 【参考】 (平成24年度値) 超高速ブロードバンドサービス世帯カバー率: 約99.4% 超高速ブロードバンドサービス利用率: 約48.1% 移動系超高速ブロードバンドサービス利用率: 約20.3%		
	5 超高速ブロードバンドサービスの利用率 <アウトカム指標>	固定系: 51.2% 移動系: 42.6% (平成26年3月末時点) (平成26年12月1日追記)	25年度 固定系・移動系合わせて年10%程度増加	26年度 (平成23年度値) 超高速ブロードバンドサービス世帯カバー率: 約97.3% 超高速ブロードバンドサービス利用率: 約44.7% 移動系超高速ブロードバンドサービス利用率: 約3.6%		

電気通信サービスの安心・安全な利用環境を実現すること	6	特定電子メール法に基づく迷惑メール対策への取組状況	特定電子メール法に基づく迷惑メールについて収集・分析を行い、同法に違反する疑いのある送信者に対し、行政指導等を実施。	25年度	特定電子メール法に基づく迷惑メールについて収集・分析を行い、同法に違反する疑いのある送信者に対し、行政指導等を実施。	26年度	特定電子メール法に基づく迷惑メールについての収集・分析及び同法に基づく事業者への指導等を行うことは、電子メールの送受信上の支障を防止し、電気通信サービスである電子メールを安心・安全に利用できる環境の実現に資するため、指標として設定。 【参考】 (平成25年度値) 行政指導（警告メール） 約4,000通 報告徴収 約30件 行政処分（措置命令） 7件 (平成24年度値) 行政指導（警告メール） 約5,500通 報告徴収 50件 行政処分（措置命令） 8件 (平成23年度) 行政指導（警告メール） 約5,000通 報告徴収 50件 行政処分（措置命令） 10件
	7	電気通信サービスを安心・安全に利用する環境を実現するための取組状況	・電気通信サービス利用者の苦情・相談に対応するとともに、相談内容等から課題を抽出・分析し、政策の見直し等を実施。 ・特に、スマートフォン等の利用に関する課題について研究会で検討し、提言として「スマートフォン安心安全強化戦略」を平成25年9月に公表。 ・本提言を踏まえ、平成26年2月、新たに研究会を立上げ、ICTの安心・安全な利用環境を整備するための検討を開始。	25年度	電気通信サービス利用者の苦情・相談に対応するとともに、相談内容等から電気通信サービス利用に係る課題を抽出・分析し、電気通信サービスにおける消費者利益確保のための政策の見直し等を実施。	26年度	電気通信サービス利用者の苦情・相談対応、相談内容等からの課題の抽出・分析、電気通信サービスにおける消費者利益確保のための政策の見直し・検討等の取組は、電気通信サービスの利用者が安心・安全に利用する環境の実現に資するため、指標として設定。 【参考（各年度の相談件数）】 平成24年度：6,811件（平成25年度値は8月～9月公表予定） 平成23年度：7,873件 平成22年度：8,421件
通信機器の技術基準の適合性を確保すること等により、電気通信事業分野の安全・信頼性の向上を実現すること	8	電気通信ネットワークの安全・信頼性向上のための制度見直し等の実施	「多様化・複雑化する電気通信事故の防止の在り方に関する検討会」を開催し、事故防止の在り方等について、平成25年10月にとりまとめ。	25年度	電気通信事業法の改正等を実施。	26年度	事業者の自主的な取組による対策を基本としつつ、その取組を適切に確保する制度的枠組みを整備することは、電気通信ネットワークの安全・信頼性向上に資するため、制度見直し等の実施を指標として設定。
	9	市場調査を行う特定無線設備等の台数	108台 (平成25年度値)	25年度	90台	26年度	市場調査を行う特定無線設備等の台数、MRA国際研修会（我が国で開催される通信機器等の相互承認協定に関する研修会）の参加者数は、通信機器の技術基準の適合性を確保することに資するため、指標として設定。 【参考】 (平成24年度値) 市場調査機器台数：127台 ・MRA国際研修会参加者数：121人
	10	MRA国際研修会の参加者数 ※MRA (Mutual Recognition Agreement)：相手国（欧州等の外国）向けの機器の認証（機器が技術上の要件を満たしていることの検査・確認）を自国（日本）で実施することを可能とする二国間の協定	159人 (平成25年度値)	25年度	135人	26年度	(平成23年度値) 市場調査機器台数：83台 ・MRA国際研修会参加者数：93人
安全な道路交通社会の実現に資するITインフラ環境実現に必要な情報通信技術を実現すること	11	安全運転支援のための通信の信頼性、相互接続、セキュリティ機能を確保・考慮した通信プロトコルの策定 ※通信プロトコル：通信を行う際の約束事や手順	安全運転支援のための車車間通信について、電波の周波数・出力等の技術基準は策定したが、上のレイヤーの通信プロトコルである通信セキュリティ等については未検証。	25年度	安全運転支援のための車車間通信に係る通信セキュリティを検証。	26年度	安全運転支援のための車車間通信等の相互接続、セキュリティ機能を確保・考慮した通信プロトコルを策定することは、安全な道路交通社会の実現に資するITインフラ環境を実現することになるため、指標として設定。

ワイヤレスブロードバンド等の情報通信基盤の利用環境を維持・改善すること	12	ワイヤレスブロードバンド用の周波数帯域幅	約500MHz幅	22年度	2000MHz幅	32年度	ワイヤレスブロードバンド用の周波数帯域幅の増加は、情報通信基盤の利用環境の維持・改善に寄与することから、「新サービス創出等による経済成長」、「利用者利便の増進」、「国際競争力の強化」の視点を総合的に判断等して、設定(平成22年11月)。 【参考】 610MHz幅(平成25年度値)
	13	無線通信技術の高度化等に対応した電波政策の見直し	「電波政策ビジョン懇談会」を開催し、①新しい電波利用の姿、②新しい電波利用の実現に向けた新たな目標設定と実現方策、③電波利用を支える産業の在り方について検討を開始。	25年度	電波ひっ迫解消のための電波政策の見直しの在り方について、平成26年中に結論を得る。	26年度	近年の電波利用技術の高度化、高齢化等の社会構造の変化等を踏まえ、電波政策を見直すことは、電波を利用する情報通信基盤の利用環境の維持・改善に資することから、指標として設定。
	14	第4世代移動通信システム※用周波数の割当て ※3.9世代移動通信システム(LTE)の後継となる次世代移動通信システムであり、光ファイバ並み(最大1Gbps)の高速通信を実現可能とするもの。	第4世代移動通信システム(4G)の導入に向けて、公開ヒアリングの実施。さらに4Gを制度化する際の検討課題等について意見募集を実施。	25年度	4Gを導入するため、割当ての審査基準(開設指針)を夏頃までに策定。平成26年内に3.4GHzから3.6GHzまでの最大200MHz幅の周波数の割当てを実施。	26年度	第4世代移動通信システム用の周波数の割当ては、日本再興戦略に示されているとおり、世界最高レベルの通信インフラの実用化に資するものであり、情報通信基盤の利用環境の維持・改善に寄与することから、指標として設定。
達成手段(開始年度)		予算額(執行額)(※2)			関連する指標(※3)	達成手段の概要等(※4)	平成26年行政事業レビュー事業番号
		24年度	25年度	26年度			
(1)	電気通信事業分野における事業環境の整備のための調査研究(昭和62年度)	147百万円(118百万円)	140百万円	145百万円	1, 2, 3	ブロードバンド化の進展、サービスの多様化による市場環境の変化等に対応した規制の在り方等について検討するため、必要な調査を行う。 【活動指標(アウトプット)】 ・外部有識者から構成される「競争評価アドバイザリーボード」を開催し、調査研究等の結果を基に「電気通信事業分野における競争状況の評価」を取りまとめ公表。 ・調査研究の結果を審議会等の基礎資料等として活用し、制度見直し等の検討に資する。 【成果指標(アウトカム)】 ・規制の導入に必要な法令などの整備や電気通信サービスの健全な発展の促進等、電気通信事業分野の環境整備に資する。	0106
(2)	電気通信事業分野における消費者利益確保のための事務経費(平成6年度)	254百万円(217百万円)	285百万円	421百万円	6, 7	電気通信サービスが高度化・多様化する中、電気通信サービスの進展に対応して、安心・安全に利用できる環境を整備するため、迷惑メール対策、電気通信サービス利用者からの苦情・相談への対応、インターネット上の違法・有害情報への対応に係る相談、電気通信事業分野の消費者利益確保に向けた調査等を実施。 【成果指標(アウトカム)】 ・各相談センターの運営による情報収集や各調査研究の成果を各施策の検討に活用することにより、電気通信サービスの安心・安全な利用環境の整備を図る。	0108

(3)	電気通信事業分野における安全・信頼性確保のための事務経費 (平成12年度)	68百万円 (52百万円)	65百万円	53百万円	8, 9, 10	<p>電気通信事業分野における安全・信頼性の向上を図るため、情報通信ネットワークの高度化に対応した安全・信頼性対策のための調査研究や特定無線設備等の技術基準への適合性を確認する。</p> <p>【活動指標(アウトプット)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市場調査を行う特定無線設備等の台数:90台 ・MRA国際研修会(我が国で開催される通信機器等の相互承認協定に関する研修会)の参加者数:135人 <p>【成果指標(アウトカム)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電気通信事業分野における安全・信頼性の向上を図る。 	0110
(4)	情報通信利用環境整備推進事業 (平成23年度)	2,365百万円 (1,343百万円)	1,124百万円	1,206百万円	4, 5	<p>公共分野における利活用に資する超高速ブロードバンド基盤の整備を促進することを目的として、条件不利地域を含む地域において整備事業を行う市町村又はその連携主体に対して、その事業費の1/3(離島は2/3)を補助する。</p> <p>【活動指標(アウトプット)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成25年度の超高速ブロードバンドサービスの世帯カバー率:1%程度増加 <p>【成果指標(アウトカム)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成25年度の超高速ブロードバンドサービスの利用率:固定系・移動系合わせて10%程度増加 	0111
(5)	離島海底光ファイバ等整備事業 (平成25年度)	—	—	800百万円	4, 5	<p>地方公共団体が離島の超高速ブロードバンドを実現するための海底光ファイバ等の中継回線の敷設を行う場合、その事業費の2/3を補助する。</p> <p>【活動指標(アウトプット)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・離島海底光ファイバ等整備事業完了団体:1 <p>【成果指標(アウトカム)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本事業により整備された海底光ファイバを用いて提供される広域イーサネットサービスの利用者数:4 	0112
(6)	電気通信消費者権利の保障等推進経費(地方) (平成22年度)	6百万円 (5百万円)	8百万円	8百万円	6, 7	<p>地域における電気通信サービスの消費者利益の確保を図るため、各地域の実情に照らし、電気通信事業者や消費生活センター等関係者との連絡会の開催、青少年のインターネットリテラシー向上のためのPTA(保護者・教職員)、自治体等の関係者間の体制の構築、e-ネットキャラバン等の周知啓発活動を実施する。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域特性に応じた電気通信サービスの安心・安全な利用環境を整備する。 	0114
(7)	次世代ITSの確立に向けた通信技術の実証 (平成26年度)	—	—	210百万円	11	<p>実用環境を想定したテストコース等での総合検証を通じて、車車間通信技術等を活用した安全運転支援システムの早期実用化に必要な検討課題の抽出・検証を行い、実用サービスが十分機能できるよう通信の信頼性、相互接続、セキュリティ機能を確保・考慮した通信プロトコルを策定する。</p> <p>【活動指標(アウトプット)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車車間通信技術等を活用した安全運転支援システムの通信プロトコルの策定 <p>【成果指標(アウトカム)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車と車、車と人等をつなぐ高度な無線通信技術を活用した安全運転支援システムの早期実用化 	新26-0018

政策の予算額・執行額	4,617百万円 (2,713百万円)	5,872百万円	1,562百万円	政策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
					経済財政運営と改革の基本方針2014	平成26年6月24日	第2章 経済再生の進展と中長期の発展に向けた重点課題 3. 魅力ある地域づくり、農林水産業・中小企業等の再生 (2)2020オリンピック・パラリンピック東京大会等の開催に向けた取組
					日本再興戦略	平成25年6月14日	第Ⅱ. 3つのアクションプラン 一. 日本産業再興プラン 4. 世界最高水準のIT社会の実現 ④ 世界最高レベルの通信インフラの整備 ○ 世界最高レベルの通信インフラの実用化 ○ 料金低廉化・サービス多様化のための競争政策の見直し 二. 戦略市場創造プラン テーマ3:安全・便利で経済的な次世代インフラの構築 (2) 個別の社会像と実現に向けた取組 ② ヒトやモノが安全・快適に移動することのできる社会 ○安全運転支援システム、自動走行システムの開発・環境整備
						平成26年6月24日改訂	第二 3つのアクションプラン 一. 日本産業再興プラン 4. 世界最高水準のIT社会の実現 (3)新たに講ずべき具体的施策 ④新たなイノベーションの基盤となる無料公衆無線LAN環境の整備等
					世界最先端IT国家創造宣言	平成25年6月14日 (平成26年6月24日改定)	Ⅲ. 目指すべき社会・姿を実現するための取組 2. 健康で安心して快適に生活できる、世界一安全で災害に強い社会 (4)世界で最も安全で環境にやさしく経済的な道路交通社会の実現 Ⅳ. 利活用の裾野拡大を推進するための基盤の強化 2. 世界最高水準のITインフラ環境の確保
観光立国実現に向けたアクション・プログラム2014	平成26年6月17日	1. 「2020年オリンピック・パラリンピック」を見据えた観光振興 (2)オリンピック・パラリンピックを機に訪日する外国人旅行者の受入環境整備					

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当。

※2 前年度繰越し、翌年度繰越しの他、移流用増減、予備費での措置等を含む。

※3 測定指標は施策目標の達成状況が端的に分かる指標を測定しており、必ずしも達成手段と関連しないため「-」となることがある。

※4 達成手段の概要及び平成26年度における成果指標等を記載。

平成26年度主要な政策に係る政策評価の事前分析表

(総務省26-⑭)

政策 ^(※1) 名	政策14:ICT分野における国際戦略の推進		担当部局課室名	情報通信国際戦略局 国際政策課 他4課室	作成責任者名	情報通信国際戦略局 国際政策課長 巻口 英司
政策の概要	政策の基本目標達成に向けて、二国間・多国間の政府間協議、国際機関への貢献により、ICT分野における国際的な課題解決、連携強化を図る。また、多様な手段を用いた我が国ICTに関する情報発信等を実施することにより、国際的な互恵関係の構築及び我が国ICT企業の海外展開支援を図る。				分野【政策体系上の位置付け】	情報通信 (ICT政策)
基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】	二国間・多国間等の枠組みによる国際的な課題を解決するための協調及び貢献、ICT分野における国際競争力強化に向けた海外展開支援の推進を通じて、グローバルな情報通信技術社会の発展に貢献する。				政策評価実施 予定時期	平成27年8月
施策目標	測定指標	基準(値)		目標(値)		測定指標の選定理由及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠
			基準年度		目標年度	
二国間・多国間等の枠組みによる国際的な課題を解決するための協調及び貢献の推進により、グローバルな情報通信技術社会の発展に貢献すること	1	二国間での定期協議、政策協議、国際機関等における会議への参画及び意見交換の実施状況	31回	21年度～25年度	日・ASEAN情報通信大臣級会合などの国際会議への参画及び日仏ICT政策協議などの2国間での意見交換の実施(31回程度)。	26年度 平成25年度:42回 平成24年度:43回 平成23年度:35回 平成22年度:26回 平成21年度:10回
	2	ICT分野に関する協力強化について合意した途上国との案件数	27件 (政務レベル14件)	21年度～25年度	27件程度 (政務レベル14件程度)	26年度 ICT分野における諸外国との協力関係の構築により、国際的なデジタルデバイド解消等の課題解決につながるため、指標として設定。 過去5年間の実績値及びその平均で基準値を設定。 【参考】 平成25年度:29回(政務レベル20回) 平成24年度:21回(政務レベル12回) 平成23年度:38回(政務レベル11回) 平成22年度:27回(政務レベル13回) 平成21年度:21回(政務レベル15回)
ICT分野における国際競争力強化に向けた海外展開支援等の推進により、グローバルな情報通信技術社会の発展に貢献すること	3	国内外におけるセミナー・シンポジウム等の開催、ミッション団派遣等の実施状況	9回 (セミナー等) 4回 (ミッション団)	21年度～25年度	9回程度 (セミナー等) 4回程度 (ミッション団)	26年度 国内外におけるセミナー・シンポジウムの開催、ミッション団派遣等の実施は、我が国のICT分野における国際展開支援に資するため、指標として設定。 過去5年間の実績値及びその平均で基準値を設定。 【参考】 平成25年度:セミナー18回、ミッション団4回 平成24年度:セミナー5回、ミッション団3回 平成23年度:セミナー9回、ミッション団6回 平成22年度:セミナー7回、ミッション団5回 平成21年度:セミナー6回、ミッション団2回
	4	ICT海外展開の推進の実施状況	政府の経協インフラ戦略会議の方針を踏まえた、ICT先進事業国際展開プロジェクトの推進。	21年度～25年度	政府の経協インフラ戦略会議の方針を踏まえ、関係省庁と連携しつつ、相手国におけるモデルシステム(ICT防災システム等)の構築・運営(毎年度9回程度)を実施することにより、国際展開を推進。	32年度 ICT海外展開の推進におけるモデルシステム構築・運営の実施は、ICT産業の国際競争力強化に資するため、指標として設定。 (目標は経協インフラ戦略会議において設定されたものに準拠している。) 【参考】 平成25年度:8回 平成24年度:6回 平成23年度:7回 平成22年度:12回 平成21年度:15回

達成手段 (開始年度)		予算額(執行額) (※2)			関連する 指標 (※3)	達成手段の概要等 (※4)	平成26年行政事業 レビュー事業番号
		24年度	25年度	26年度			
(1)	国際会議への対応 (平成17年度)	122百万円 (89百万円)	150百万円	182百万円	1, 2	<p>情報通信分野における各種国際会議への出席</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際経済紛争の未然防止と政策面での連携強化を図るための2国間協議 ・情報通信分野の国際連携強化のための多国間会議、国際機関が開催する国際会議 等 <p>【活動指標(アウトプット)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際会議への参加を通じて、我が国のプレゼンスの向上を目指す。 <p>【成果指標(アウトカム)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際会議への参加を通じて、我が国のプレゼンスの向上を目指す。 	0127
(2)	国際電気通信連合(ITU)分担金・拠出金 (昭和24年度)	902百万円 (902百万円)	520百万円	614百万円	1	<p>国際電気通信連合(ITU)は、電気通信に関する国連の専門機関であり、国際的な周波数の分配、電気通信の標準化、開発途上国に対する技術援助等を主要な目的としている。分担金は、国際電気通信連合憲章第28条に基づく構成国の義務として負担するもの。</p> <p>【活動指標(アウトプット)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際機関への貢献を通じて、我が国の方針の反映及びプレゼンスを向上させる。 <p>【成果指標(アウトカム)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際機関への貢献を通じて、我が国の方針の反映及びプレゼンスを向上させる。 	0128
(3)	経済協力開発機構(OECD)への拠出 (平成13年度)	31百万円 (31百万円)	30百万円	36百万円	1	<p>我が国もOECD加盟国として、セキュリティ、消費者保護、ICT利活用推進やそれに伴う新たな競争政策上の課題等の議論の場において、我が国国民の利益に資する政策提案を行うとともに、これらの課題解決に資する検討作業に貢献するため、財政上の支援を行う。</p> <p>【活動指標(アウトプット)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際機関におけるプロジェクト実施等への貢献を通じて、我が国のプレゼンスの向上を目指す。 <p>【成果指標(アウトカム)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際機関におけるプロジェクト実施等への貢献を通じて、我が国のプレゼンスの向上を目指す。 	0129
(4)	アジア・太平洋電気通信共同体(APT)分担金・拠出金 (昭和54年度)	185百万円 (185百万円)	190百万円	225百万円	1	<p>アジア・太平洋電気通信共同体(APT)に資金を拠出し、ICTの急速な高度化等に対応できる人材育成やアジア・太平洋域内のデジタル・デバイドの解消を支援する。</p> <p>【活動指標(アウトプット)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際機関に対する義務的経費及び同機関が行う研修やパイロットプロジェクト等に対する支弁し、支援する。 <p>【成果指標(アウトカム)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アジア・太平洋電気通信共同体(APT)に資金を拠出し、情報通信技術(ICT)の急速な高度化等に対応できる人材育成やアジア・太平洋域内のデジタル・デバイド(情報格差)の解消を支援し、アジア・太平洋域内の先進国としての責務を果たす。 	0130
(5)	ICT発展に向けた日ASEAN共同調査・研究事業 (平成21年度)	24百万円 (24百万円)	25百万円	29百万円	2	<p>東南アジア諸国連合(ASEAN)の情報通信技術基金に資金を拠出し、ASEAN加盟国の情報通信環境の改善に資する調査研究、パイロットプロジェクト、セミナー等を実施する。</p> <p>【活動指標(アウトプット)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際機関への資金の拠出を通じて国際機関が行う調査研究、パイロットプロジェクト等を支援する。 <p>【成果指標(アウトカム)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ASEANに日本の情報通信技術や知見を移転する。また、ASEANとの連携関係を築き、我が国のプレゼンス向上を図る。 	0131
(6)	ICT海外展開の推進 (平成21年度)	1,201百万円 (1,187百万円)	1,021百万円	943百万円	3, 4	<p>我が国が国際的に強みを有するICTシステム(主要通信・放送インフラシステム、ICTを組み込んだ次世代インフラシステム)の国際展開を容易にするため、政府間におけるハイレベルの戦略的協調関係を構築する一方、企業の枠を超えたICT産業の国際展開方針の策定、モデルシステムの構築・運営(実証実験)、セミナーの開催等を戦略的に実施する。</p> <p>【活動指標(アウトプット)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実証実験実施件数: 6件 <p>【成果指標(アウトカム)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実証実験を行ったモデルシステムの相手国への導入又は導入に向けた協議等が具体化した件数: 6件 	0132

(7)	国際情報収集・分析、戦略的な国際情報発信等の実施 (平成11年度)	116百万円 (103百万円)	161百万円	119百万円	1, 4	<p>(1)我が国の最先端のICT技術等を世界に発信するためのウェブサイト運営等を実施。 (2)今後の情報通信分野の国際展開を検討する上で必須となる、諸外国の情報通信分野における基礎的な情報の収集・分析および調査を行う。 (3)情報通信分野の国際経済紛争を未然に防ぐため、専門家からアドバイスを受けつつ、関係国の政策・規制動向の調査・分析を行う。</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 ・外国への情報発信を通じてICTIに関する諸外国を理解向上を目指すもの及び、諸外国等の情報通信分野に関する情報の収集・分析等を通じて、情報通信政策の企画・立案等に資する。 【成果指標(アウトカム)】 ・外国への情報発信を通じてICTIに関する諸外国を理解向上を目指すもの及び、諸外国等の情報通信分野に関する情報の収集・分析等を通じて、情報通信政策の企画・立案等に資する。</p>	0133	
政策の予算額・執行額		2,866百万円 (2,771百万円)	2,282百万円	2,149百万円	政策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
						世界最先端IT国家 創造宣言	平成25年6月 14日 (平成26年6月 24日改定)	I.基本理念 2.世界最高水準のIT活用社会の実現に向けて
						日本再興戦略	平成25年6月 14日 (平成26年6月 24日改訂)	第二 3つのアクションプラン 三.国際展開戦略

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当。

※2 前年度繰越し、翌年度繰越しの他、移流用増減、予備費での措置等を含む。

※3 測定指標は施策目標の達成状況が端的に分かる指標を測定しており、必ずしも達成手段と関連しないため「-」となることがある。

※4 達成手段の概要及び平成26年度における成果指標等を記載。

平成26年度主要な政策に係る政策評価の事前分析表

(総務省26-①)

政策 ^(※1) 名	政策17: 恩給行政の推進				担当部局課室名	総務省政策統括官(恩給担当)室 恩給企画管理官室、恩給審査官室、恩給業務管理官室	作成責任者名	総務省政策統括官(恩給担当)付 恩給企画管理官 吉牟田 剛	
政策の概要	恩給請求の適切・迅速な処理、恩給相談対応の充実等を通じ、高齢化した受給者等に対するサービスの向上を図る。						分野【政策体系上の位置付け】	国民生活と安心・安全	
基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】	高齢化が進んでいる恩給受給者、請求者に対して、より一層の行政サービスの向上を図る。						政策評価実施予定時期	平成27年8月	
施策目標	測定指標		基準(値)		目標(値)		年度ごとの目標(値)		測定指標の選定理由及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠
			基準年度	21~25年度	目標年度	26年度	年度ごとの実績(値)		
							26年度		
恩給請求について、未処理案件比率の低下に努めることを通じ、受給者等に対するサービスの向上を図ること	1	年度末における請求未処理案件比率(年度末における残件数/月間平均処理件数)	0.41か月分 (平成21~25年度の平均値)	21~25年度	0.45か月分以下	26年度	0.45か月分以下	「恩給業務の業務・システム最適化計画」を実施し、請求処理の迅速化を行ってきたところであるが、請求未処理案件比率の低下に努めることにより、迅速な請求処理を担保できると考えられるため、サービス向上を図るための指標として設定(過去5年間の実績の平均値を基準とし、請求者の高齢化により書類の不備追完等に時間を要するなど、審査に要する時間が長くなる傾向にある業務実態等を踏まえて目標値を設定)。	
			16.0% (平成21~25年度の平均値)	21~25年度	18%以下	26年度	18%以下		恩給相談電話の混雑率の緩和に努めることにより、相談者の待ち時間を減らすことができると考えられるため、サービス向上を図るための指標として設定(過去5年間の実績の平均値を基準とし、受給者の高齢化により相談時間が長くなる傾向にある業務実態等を踏まえて目標値を設定)。 (参考) 恩給受給者数(予算人員) 平成21年度: 913千人、平成22年度: 842千人、平成23年度: 770千人、平成24年度: 698千人、平成25年度: 630千人、平成26年度: 568千人
			98.4% (平成21~25年度の平均値)	21~25年度	97%以上	26年度	97%以上		
達成手段 (開始年度)		予算額(執行額) ^(※2)			関連する指標 ^(※3)	達成手段の概要等 ^(※4)		平成26年行政事業レビュー事業番号	
		24年度	25年度	26年度					
(1)	恩給支給事業 (明治8年度)		544,019百万円 (543,585百万円)	481,796百万円	423,161百万円	1~3	恩給を受ける権利の裁定、恩給年額の改定及び恩給についての不服申立てに対する決定や裁決等に関する事務のほか、恩給及び互助年金等の支給事務 【活動指標(アウトプット)】 支給対象(恩給受給者数): 568千人 【成果指標(アウトカム)】 ①年度末における請求未処理案件比率(年度末における残件数/月間平均処理件数): 0.45か月分以下 ②恩給相談電話混雑率: 18%以下	0147	
政策の予算額・執行額			544,019百万円 (543,585百万円)	481,796百万円	423,161百万円	政策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
							—	—	—

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当。

※2 前年度繰越し、翌年度繰越しの他、移流用増減、予備費での措置等を含む。

※3 測定指標は施策目標の達成状況が端的に分かる指標を選定しており、必ずしも達成手段と関連しないため「—」となることもある。

※4 達成手段の概要及び平成26年度における成果指標等を記載。